

電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

一 定期検査を行わない無線局に係る規定の合理化を行うこと。

(第四十一条の二の六関係)

二 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

